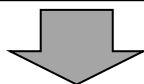


本校は、国のいじめ防止基本方針（第11条）、前橋市いじめ防止基本方針（第12条）を参酌し、基本的な方針を定めるものとする。

< 基本姿勢 >

富士見中学校在籍生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるようにする。

《基本理念》①魅力ある学校づくり ②未然防止 ③初期対応 ④組織的対応



いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」を目指す。

※また、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもでも起こりえる」

という認識をもって取り組む。

1 具体的支援

- ①望ましい人間関係や、互いの良さを認め合う環境をつくる。
 - ・月に1度のいじめアンケートを継続的に行う
 - ・SC、SA、SSW、相談室担当で情報を共有し、機能的に生徒に関われるようにする
 - ・保護者との連携を図り、保護者と生徒を育てる指導ができるようにする
- ②子どもの声に耳を傾ける。（アンケート、生活ノート、個別面談 等）
 - ・保護者と情報を共有する（家庭訪問・電話連絡 等）
- ③詳細な事実確認をする。
 - ・生徒指導部会や学年会等で進め方を確認する
 - ・必要に応じて、外部機関に協力を要請する

2 生徒の自主的な取組

- 生徒が自主的・自発的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるようにする。
 - ・いじめ防止強化月間の設置
 - ・いじめ防止フォーラムの実施
 - ・ネット上のいじめの防止

3 保護者・地域支援のための取組

- ・相談窓口の周知
- ・情報モラルの啓発
- ・広報紙やポスター等による情報の提供
- ・いじめ防止フォーラムへの参加
- ・長期休業中の地域パトロール

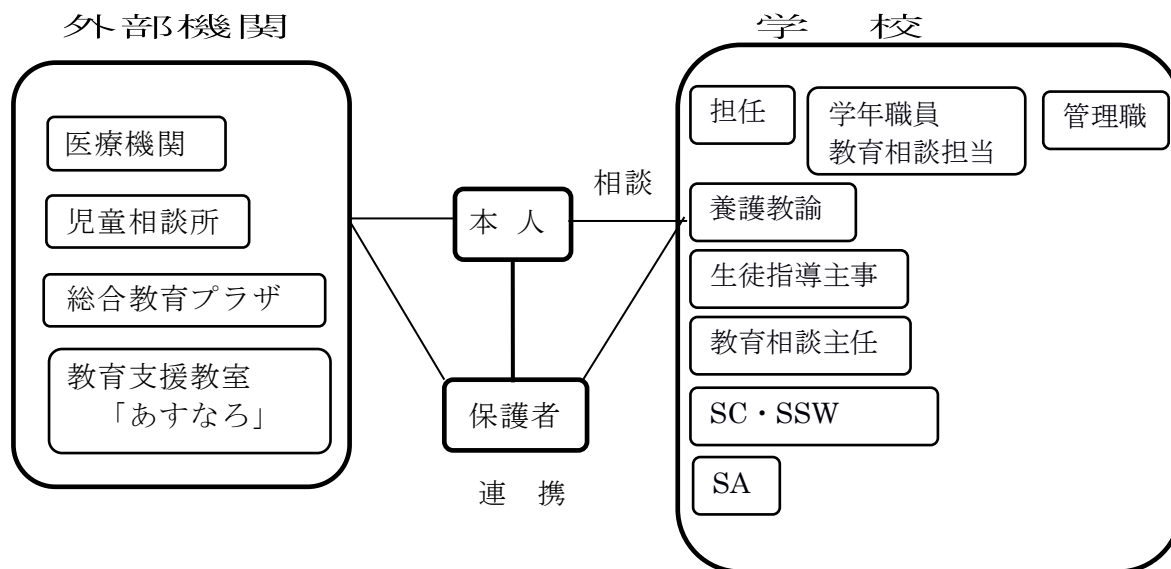
4 関係機関との連携

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携
- ・民生委員との連携

※いじめへの対処・防止への取り組み、必要に応じた計画を立てられているか、検証を行う。

- 学年組織を中心に、チームで対応・支援・・・組織的指導
(学年会での情報交換、教育相談部会での検討、適応指導教室との連携等)
- 個別支援の強化・・・担任、SSW の家庭訪問。相談室での支援。外部機関の活用。
 - ・朝の会の時点で、欠席や遅刻を把握できるように全校職員が機能的に動く
 - ・2日連続で欠席したら、担任や学年担当が連絡・家庭訪問する
 - ・参加できそうな授業などへの参加を促していく

< 支援構造図 >



4 相談室の利用について

本人、保護者の申し出により、相談室で学習する。

